

2023年2月6日

関係各位

株式会社 チューリップテレビ
代表取締役社長 山野 昌道

J-LOD live 補助金不適切申請問題に関する
調査結果と処分についてお知らせとお詫び

2020年11月から2021年9月にかけて当社が実施したイベントに関する国の補助金「J-LOD live」の申請において不適切な事例が認められた件で、本日、経済産業省から8件の補助金申請した事業について、交付決定を取り消す旨の通知と、交付された補助金の全額、またそれにかかる加算金を返還するよう指示を受けました。

今回の問題は、報道機関である放送局として最も大切にしてきた信頼を損なう事案であり、関係者の皆様方に対しまして深くお詫び申し上げます。

一連の問題について、当社は管理部門である社長室にて社内調査を行い、その後、2022年8月29日、顧問弁護士をメンバーに含めた調査検証委員会を設置して、関係文書等の調査・確認作業と関係者からの聞き取りを行いました。その結果と再発防止策について下記の通りご報告いたします。なお、顧問弁護士や外部有識者を含めた懲戒委員会を設置して関係者の処分を本日付で行いました。

今回の問題は、放送局の一員としての自覚が甘かったことと不適切申請を防げなかった会社のガバナンスに大きな問題があったことが原因です。経済産業省の処分を厳粛に受け止め、全役職員が放送人としての認識を改めて確認し、再発防止策を確実に実行して、全社を挙げて信頼回復につとめてまいります。

※J-LOD live は経済産業省が実施主体である補助金で、新型コロナウイルスの影響により公演を延期・中止した主催事業者に対して、その後実施する公演の費用の一部が補助されるものです。

記

1. 経済産業省から受けた処分

(1) 処分を通知された日 2023年2月6日

(2) 処分の内容

交付決定の取消し及び交付された補助金の返金および加算金の支払い2件

チューリップテレビへの指示

(同上 6件 イベント業者への指示)

(3) 返還金額

チューリップテレビへの指示分（別紙一覧表の⑤・⑥）

補助金分 4,108,000 円 + 加算金（後日別途通知）

※加算金は、補助金を受け取った日から返還日までの日数に応じ、年 10.95%とされていますが、正確な金額は追って通知される予定です。

なおイベント業者への指示分（別紙一覧表の①～④、⑦・⑧）は

補助金分 29,564,000 円に加算金加わる見込み

この他に正しく申請し交付された1件の補助金 2,127,000 円（別紙一覧表の⑨）がありますが、当局と相談の上、自主的な返還を検討しております。

(4) 返還日

2023年2月13日（月）予定

2. 調査検証委員会の調査結果について

調査検証委員会の調査結果は次のとおりです。

(1) 不適切な案件・内容について ※別紙1「J-LOD live 申請一覧表」を参照

補助対象のイベントが実施された時期：2020年11月～2021年9月

不適切な事例が認められた申請件数：8件（2020年2件、2021年6件）

(2) 不適切な申請の概要について

ア. 申請資格を持つ主催者が異なるもの（別紙一覧表の①～④、⑦・⑧）

申請資格である中止・延期公演およびその後実施した公演の費用は全て当社が負担していることから、リスク負担者である当社が申請者とならなければいけないところ、当社事業部はイベントの運営管理を委託した地元のイベント業者に申請手続きを任せ、イベント業者を申請者としていました。

イ. 申請者は正しいが、申請資格保有合意書記載の出資比率等が異なるもの

（別紙一覧表⑤・⑥）

当補助金の申請者となれるのは、過去に延期・中止をした公演のリスク負担者（主要な費用を負担し、当該公演のリスクを負う法人）となっています。本来のリスク負担者は当社のみであるところ、イベント業者に申請資格をもたせるために、申請資格保有合意書の出資比率に事実と異なる記載をし、イベント業者が延期・中止した公演の費用を一部負担したとして申請していました。

ウ. 本来補助対象にならない経費を申請し補助金を得たもの（別紙一覧表①～④）

※別紙2「弊社放送のCMを経費申請したことについて」を参照
当社が主催した事業において、当社の電波を使ってイベント告知を行う場合、その放送料は当社の費用にはならず当補助金の対象経費として認められません。しかし、イベント業者を申請者としていたことから、そこから広告会社を経由して当社にイベント告知を発注したかたちにする事で、補助対象の経費として申請し補助金を得ていました。なお、イベント業者は最終的に当社にイベント告知料（放送料）を請求しており、地元の広告会社に支払った金額を当社より回収しています。

エ. 申請資格がないもの（別紙一覧表の⑧）

本申請案件は、補助事業の採択を受けた5公演で1公演の補助金申請ができる「救済措置」を使って当該イベント業者が申請したものです。当該イベント業者は事業採択を受けた公演として7公演を挙げましたが、このうち4公演は別紙案件番号①～④であり、残る3公演は当社が関係していない公演でした。このため「救済措置」の条件を満たしておらず申請資格があったとは言えません。

なお、当該イベント業者が申請した時点では、当社事業部は⑧が申請されていたことは知らされておらず、後日、当該イベント業者から申請していた事実を伝えられました。ただし、この時点では当該イベント業者がどのような手続きで申請したのか知らされておらず、当社が申請資格を満たしていないことを認識していませんでした。

（3）発覚の経緯

2021年9月6日にイベント業者の社長が来社し、交付された「生きる」と「パレード」の補助金について、申請に係る手数料を当社事業部に要求しました。事業部はイベント事業者と手数料の金額交渉を開始し、その後、このことを当社社長室に報告しました。しかし、交渉が決着しないため社長室が事業部に補助金の申請内容を確認したところ、「生きる」と「パレード」の申請者名義がイベント業者名となっていたことが分かりました。社長室はこの手続きに問題があるのではないかとこの時点で疑問を持ち、当社社長及び社長室と事業部はイベント業者への対応を検討するとともに、調査に着手しました。

（4）原因について

放送局は報道機関であり、より高い責任と倫理観が求められます。この認識が足りなかったこと、そして、それを見逃してきた組織自体に問題があったことが大きな原因であると考えます。以下に原因を記載します。

ア. コンプライアンス意識の不足

主催者や出資比率が事実と異なる点について、事業部長（当時）はルール違反であることを認識していましたが、公演の実現に向け補助金申請を実行するために、申請手続き上『許容される』と勝手に判断してしまいました。放送局、報道機関の一員として、倫理上の認識が甘かったものです。

イ. J-LOD live 制度の理解不足

J-LOD live の手続きのルールについて、事業部とイベント業者の理解が浅く、事業部長（当時）は、イベントの仕入れ原価等の証憑が必要と誤解し、当社では入手できないと判断しました。また、その点を J-LOD live 事務局に確認しませんでした。

ウ. 管理体制の弱さ

事業部長（当時）の上司である取締役営業局長は、不適切な申請を知った後も不適切であるという認識が薄く、適切な指示をせず同様の申請を黙認しました。また、多忙であることを認識しながらも全社的応援の体制を取ることができませんでした。

エ. 申請手続き上の不備

社長室（管理部門）は、公印の押印に際して内容の確認が十分でない点がありました。また、事業部長（当時）は、特定の書類について公印管理部署（社長室）を通さず、直接社長のサインをもらい手続きを進め、社長は内容を十分に確認せずサインしました。

また、イベント・事業については、計画及び実施にあたり、起案、合議、決裁を受けるルールになっていますが、補助金申請については、申請することのみ記載すれば良く、申請金額や申請者等詳細について他者が内容を把握、チェックする仕組みではありませんでした。

3. 責任の所在と処分について

本日付けで以下の通り処分を行います。

(1) 営業局事業部長（当時）

不正な申請を行い、会社の信頼を損ねた。

●出勤停止3か月 ※2月7日（火）より

(2) 取締役営業局長

事業部長（当時）の上司として、不正な申請について情報を共有していたにも関わらずこれを改めず、会社の信頼を損ねた。管理監督責任。

●本日、本人から取締役辞任の申し出があり、受理。

(3) 代表取締役社長

全般的経営責任。

●役員報酬の50%辞退 6か月

4. 再発防止策及び対応について

(1) コンプライアンス教育、管理職教育の実施

ア. 外部講師による放送倫理や放送人としての心構えなどについての社内講習会を定期的に開催します。

⇒第1回 2022年11月2日（水）実施

講師 音好宏上智大学教授「放送人としての倫理」

※第2回は2023年2月に実施予定

イ. 今回の事案が風化しないよう「コンプライアンスの日（仮）」を制定し、毎年コンプライアンスに関する社内研修・勉強会等を開催します。その際には不適切事案の実例を用いた研修会とします。

ウ. 管理職教育を実施し、組織として不正を防ぐ体質を作ります。

(2) 社内手続きの見直し

ア. 補助金申請の際は、担当者が上司に詳細を説明し承認を受けることを徹底し、誤った処理をしないよう担当部署で厳正にチェックを行います。その上で決裁書を起案し、社内稟議の過程において管理部署等のチェックも受けます。

⇒手順、決裁書のルールを見直し、全社に発信しました。社長室にて、適正に運用されているか、決裁書の形式審査で確認します。

イ. 公印を押印する際は、所属長が内容を確認し、その承認印を押した申請書を社長室に提出して印をもらいます。社長室では、通常と異なる申請については特に入念にチェックします。また、社長のサイン（自署）についても公印請求と同様の手続きとします。

⇒社内に周知しました。

(3) 業務と人員とのバランス確保

当社の業務全般において、一個人や部署に過度な負荷がないか確認し是正します。
⇒事業・イベントについては、年間計画策定段階で、人員体制に合わせた計画を作り、局長会議で検討、決定します。実施する予定のものは、キャンセル可能な期限までにその計画を提出し、収支及び体制を局長会議で事前に協議し可否を決定します。以上の現状ルールを徹底します。

(4) 社内通報制度の周知・徹底

内部通報については規程で定められていますが、これの一層の周知を図ります。

5. 経営に与える影響

前期（2021年度決算）に、28,371,000円（別紙一覧表の①～⑥、⑨）を営業外収益で計上していましたが、今期（2022年度決算）に営業外費用として計上する予定です。

6. 添付資料（別紙）

- (1) 「J-LOD live 申請一覧表」
- (2) 「弊社放送のCMを経費申請したことについて」

以 上

J-LOD live 補助金一覧表

[申請内容が不適切だった申請案件]

金額単位：円

| | A：申請資格となった中止・延期公演 | | B：補助金申請した公演 | | 申請者 | 実主催者 | 申請資格分配率 (申請書に記載した出資比率) | 補助金額 | 主催者が異なる | 出資比率が異なる | 対象外の経費を申請 | 申請資格が無い |
|---|-------------------|---------------------------|-----------------|-----------|--------|------|---------------------------|------------|---------|----------|-----------|---------|
| ① | 2020年6月18日14:00 | 宝塚・星組 1部 | 2020年11月2日18:30 | 生きる 1日目 | イベント業者 | 当社 | 30(当社)：70(イベント業者) | 5,812,000 | ○ | | ○ | |
| ② | 2020年6月18日18:00 | 宝塚・星組 2部 | 2020年11月3日13:00 | 生きる 2日目 | イベント業者 | 当社 | 30(当社)：70(イベント業者) | 5,812,000 | ○ | | ○ | |
| ③ | 2020年9月5日18:30 | 星屑スカット | 2021年2月20日17:30 | パレード 1日目 | イベント業者 | 当社 | イベント業者100% | 5,256,000 | ○ | | ○ | |
| ④ | 2020年10月25日12:00 | 吉本新喜劇 第1部 | 2021年2月21日12:20 | パレード 2日目 | イベント業者 | 当社 | 65(当社)：35(イベント業者) | 5,256,000 | ○ | | ○ | |
| ⑤ | 2020年10月25日15:00 | 吉本新喜劇 第2部 | 2021年2月7日11:30 | 吉本新喜劇 第1部 | 当社 | 当社 | 65(当社)：35(イベント業者) | 2,054,000 | | ○ | | |
| ⑥ | 2020年10月25日18:00 | 吉本新喜劇 第3部 | 2021年2月7日15:00 | 吉本新喜劇 第2部 | 当社 | 当社 | 65(当社)：35(イベント業者) | 2,054,000 | | ○ | | |
| ⑦ | 2021年3月13日18:30 | 星屑スカット | 2021年9月8日13:30 | 宝塚・花組 第1部 | イベント業者 | 当社 | イベント業者100% | 3,714,000 | ○ | | | |
| ⑧ | J-Lod live2 救済処置 | 採択案件確認リスト (5公演申請1クーポン) | 2021年9月8日18:00 | 宝塚・花組 第2部 | イベント業者 | 当社 | イベント業者100% | 3,714,000 | ○ | | | ○ |
| | | | | | | | 合計 | 33,672,000 | | | | |

[申請内容が適切だった申請案件]

| | A：申請資格となった中止・延期公演 | | B：補助金申請した公演 | | 申請者 | 実主催者 | 申請資格分配率 (申請書に記載した出資比率) | 補助金額 |
|---|-------------------|-----------|-----------------|-----------|-----|------|---------------------------|-----------|
| ⑨ | 2021年2月7日18:00 | 吉本新喜劇 第3部 | 2021年9月18日12:00 | 間寛平周年 第1部 | 当社 | 当社 | 当社100% | 2,127,000 |

| | |
|-----|------------|
| 総合計 | 35,799,000 |
|-----|------------|

別紙 2

弊社放送の CM を経費申請したことについて

本来、当社が主催した事業において弊社の電波を使ってイベント告知を行う場合、その放送料は当社の費用にはならない。そのため、当補助金の対象経費にあたらない。しかし、地元のイベント業者（以下、「当該イベント業者」）を共同主催者として申請し、当該イベント業者から広告会社を経由して弊社にイベント告知を発注したかたちにするこゝで、補助対象の経費として申請した。なお、当該イベント業者は最終的に弊社にイベント告知料（放送料）を請求しており、広告会社に支払った金額を弊社より回収している。

●関係者

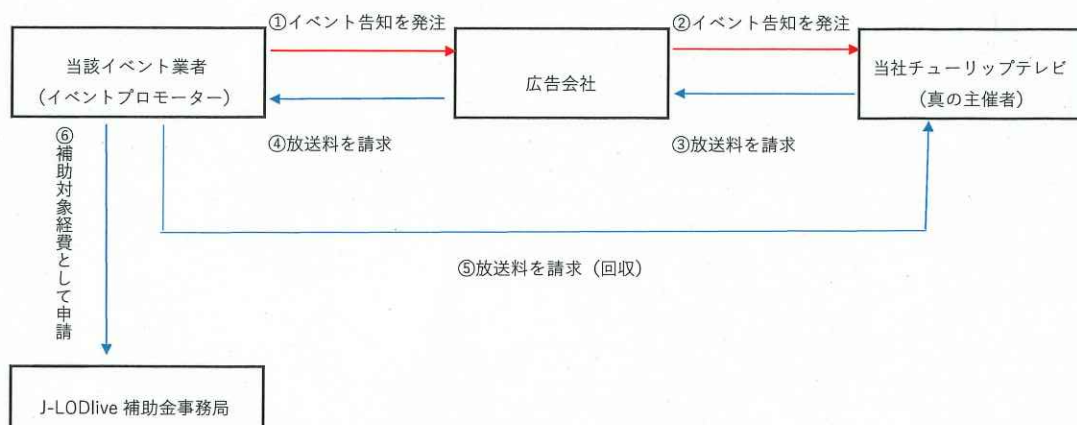
当該イベント業者 …… 補助金申請者

広告会社

チューリップテレビ …… 告知媒体（=真の主催者）

J-LOD live 補助金事務局 …… 補助金申請窓口

●取引の流れ（図解）



●該当案件

- ・ 事業「生きる」(別紙 案件番号①および②) 申請額 30 万円、交付額 15 万円
- ・ 事業「パレード」(別紙 案件番号③および④) 申請額 30 万円、交付額 15 万円

以上